

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等を求める意見書

交通事故，スポーツ，落下事故，暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって，日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が，全国各地から国へ数多く寄せられ，平成18年には，山形大学を中心に関連8学会が参加し，厚生労働省研究班による病態の解明を進めた結果，平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

それまで高額な自費診療で治療をしていた患者は，保険診療の下にブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが，患者の中には，保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない者がいるため，医療の現場では混乱が生じている。

また，その後の研究で，脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず，頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには，X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要となるが，診療上の評価がされていない現状である。

よって，政府においては，脳脊髄液漏出症（減少症）の現状を踏まえ，ブラッドパッチ療法に対し，適正な診療上の評価等がなされるよう，下記事項について強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において，約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け，算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において，X線透視を要件として，漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう，診療上の評価を改定すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
国土交通大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一

生物多様性の保全，ネイチャーポジティブの強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し，地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており，我々の生活は生物多様性，自然資本なしには成り立たない。

しかしながら，近年，人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているにもかかわらず，その損失はイメージしにくいいため，危機意識が広く共有されているとは言えない状況である。

このような中，1993年に生物多様性条約が発効し，昨年12月には，同条約の第15回目の締約国会議COP15が開催され，2030年までに生物多様性の損失を止め，回復軌道に乗せるネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択された。今こそ，私たちの経済社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために，ネイチャーポジティブの実現が不可欠である。

我が国でも，この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し，全省庁が協力して国際社会をリードする取組を進めようとしているが，その主体は地域であり，地方自治体であると考える。

よって，政府においては，ネイチャーポジティブの実現に向け，下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 生物多様性の保全に関わる予算の確保について
気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており，その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算が増額される一方で，生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し，生物多様性に対する社会全体の認識を高める施策を実施すること。
- 2 「30 by 30」目標の達成に向けた地方自治体への支援の強化について
2030年までに陸と海の30%以上を環境保全する「30 by 30」の実現に向けて，国立公園・国定公園等の保護地域の拡張や，OECM（事業者など民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域）の認定を推進する等，地域との連携の下，その取組が加速化するよう支援すること。
- 3 環境教育の推進と国民の行動変容の促進について
全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため，環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また，NGO等とも連携し，学校や園庭の敷地内に設けられた生き物の暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及促進を図ること。
- 4 循環型経済（サーキュラーエコノミー）政策との相乗効果の創出について
廃棄物や汚染を削減し，製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは，脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり，これらは互いに親和性が高い。そのため，サーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性，製品のライフサイクルなど地域における環境負荷低減に係る取組を支援すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣 宛て（各通）
環 境 大 臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大 津 亮 一

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方自治体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護などの社会保障制度の整備、子育て支援施策、人口減少下における地域活性化対策に加えて、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる課題への対応が求められている。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスや多発する大規模災害への対策にも迫られている。

よって、政府においては、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の充実・強化を目指すため下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、地方自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後は、小学校にとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要である。きめ細かな教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が望まれる。

一方で、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として、教職員の定数改善に向けた財源を保障し、豊かな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持は不可欠である。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一

A L P S 処理水の海洋放出による風評被害対策を求める意見書

多核種除去設備 A L P S を用いた処理水は、東京電力福島第一原子力発電所内で発生した放射性物質を含む水から、トリチウムを除く 6 2 種類の放射性物質を国の安全基準を満たすまで取り除く処理を行った水（A L P S 処理水）である。

東京電力福島第一原子力発電所にたまる A L P S 処理水を薄めて海洋放出する日本の取組について、国際原子力機構 I A E A は、その計画の安全性を検証し、国際的な安全基準に合致しているとする包括的な報告書を 7 月 4 日に公表した。

さらに、I A E A は、処理水が放出されている段階でも、中立的で独立した客観的な安全性の評価を続けていくことも公表した。

政府は、処理水の海洋放出の時期について気象条件などに支障がなければ、8 月 2 4 日に放出を始めることを決定した。あわせて政府は、漁業者との意思疎通を継続的に行っていくことが重要であるとして、安全性の確保や風評対策の進捗状況を確認する場を新たに設け、漁業者に寄り添った対応を徹底していくことや、国内消費の拡大や国外の販路開拓などの支援を強化していくことを関係省庁に指示した。

東京電力は、政府の方針に基づき、基準を下回る濃度にした上で、2 4 日午後 1 時ごろから、海への放出を始めた。

A L P S 処理水放出後、環境省が発表している海水のモニタリング結果では、1 1 測点で検出できる下限値を下回る 7 ~ 8 ベクレル未満となり、安全基準を満たすとともに、水産庁による水産物の調査においても、A L P S 処理水放出後に獲れたヒラメは、検出できる下限値を下回り、放出前と変わらないと公表している。

よって、政府においては、今後とも社会の安全を守り、風評被害を防ぐため、漁業者等関係者に寄り添い風評被害対策に万全を期すこと、また、国内における水産物の消費拡大等の取組や国内外の理解を得るための徹底した情報公開と丁寧な説明を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 2 5 日

内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣 宛て（各通）
経 済 安 全 保 障 担 当 大 臣
消 費 者 及 び 食 品 安 全 担 当 大 臣
衆 参 両 院 議 長

水戸市議会議長 大 津 亮 一